

# 福祉医療制度などの該当者に受給者証を送付します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

福祉医療制度は、国民健康保険または職場の健康保険などのいずれかの健康保険に加入している一定所得以下の高齢期移行者、障がい者（児）、乳幼児など、児童、母子家庭、父子家庭、遺児の人に、健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成し、安全・安心な社会づくりを推進する施策の一環として大きな役割を果たしています。

現在受給者証をお持ちの人については6月末頃に更新を行い、継続して各福祉医療制度に該当する人には新しい受給者証（桃色）を郵送します。

※新たに対象となる人は、健康保険証・印鑑（朱肉をつかうもの）・令和3年度所得課税証明書（令和3年1月2日以降に転入した人）・障害者手帳（障害者・高齢障害者医療費助成制度対象者）・介護保険被保険者証を持参のうえ、保険年金グループに申請してください。（詳しくは保険年金グループまでお問い合わせください）

## 高齢期移行助成事業

| 内 容    |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 対象者    | 65歳以上69歳以下の人                      |
| 所得制限基準 | 町県民税非課税世帯かつ本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の人 |
| 一部負担金  | 定率2割負担                            |
| 負担限度額  | 区分Ⅱ 外来 月額 12,000円                 |
|        | 入院 月額 35,400円                     |
|        | 区分Ⅰ 外来 月額 8,000円                  |
|        | 入院 月額 15,000円                     |

※区分Ⅱは介護保険の要介護2以上の認定が必要  
※誕生日が昭和27年6月30日以前の方は経過措置対象者となり、介護保険の認定要件は不要です。

## 障害者医療費助成事業・高齢障害者医療費助成事業

| 内 容    |  |
|--------|--|
| 対象者    | ・障がい程度1級・2級・3級（内部障害のみ）の身体障がい者<br>・知的障がい者（療育A・B1判定）<br>・精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級所持者）ただし、精神疾患による医療を除く一般医療が対象 |
| 所得制限基準 | 世帯の町県民税所得割税額合計額が23.5万円未満の人   |
| 一部負担金  | 外来 1医療機関あたり、1日600円を限度に月2回（1,200円まで）の負担<br>【低所得者は、1日400円を限度に月2回（800円まで）の負担】                             |
|        | 入院 定率1割負担（負担限度額月額2,400円）【低所得者は、月額1,600円】<br>※長期入院（連続して3カ月を超える入院の場合）は、4カ月目以降の一部負担金なし                    |

## 乳幼児等医療費助成事業

| 内 容    |             |
|--------|-------------|
| 対象者    | 出生から小学3年生まで |
| 所得制限基準 | 所得制限なし      |
| 一部負担金  | 外来 一部負担金なし  |
|        | 入院 一部負担金なし  |

## こども医療費助成事業

| 内 容    |                |
|--------|----------------|
| 対象者    | 小学4年生から中学3年生まで |
| 所得制限基準 | 所得制限なし         |
| 一部負担金  | 外来 一部負担金なし     |
|        | 入院 一部負担金なし     |

## 母子家庭等医療費助成事業

| 内 容    |   |
|--------|---|
| 対象者    | 20歳に達した年度末までの児童を監護する母または父及びその児童、遺児  |
| 所得制限基準 | 児童扶養手当の所得制限（全部支給）の基準を準用   |
| 一部負担金  | 外来 1医療機関あたり、1日800円を限度に月2回（1,600円まで）の負担<br>【低所得者は、1日400円を限度に月2回（800円まで）の負担】          |
|        | 入院 定率1割負担（負担限度額 月額3,200円）【低所得者は、月額1,600円】<br>※長期入院（連続して3カ月を超える入院の場合）は、4カ月目以降一部負担金なし |

※低所得者とは、所得制限判定対象者が町県民税非課税で、年金収入と所得の合計が80万円以下の人です。  
※乳幼児等医療とこども医療においては、指定難病などにおける受給者証を使用した場合に償還払いで助成できます。申請には領収書などが必要になりますので、詳しくは保険年金グループまでお問い合わせください。  
※令和3年7月より、福祉医療制度の助成対象に、訪問看護療養費が追加されます。

## 令和3年度の保険料額

|       |  |
|-------|--|
| ①均等割額 | 51,371円  |
| +     |  |
| ②所得割額 | (令和2年中(1~12月)の<br>総所得金額等ー基礎控除額43万円)×<br>所得割率10.49% |
|       |  |
| ①+②   | 保険料額(年額)<br>(賦課限度額64万円)                            |

**保険料の計算方法**  
後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者一人ひとりにお支払いいただきます。  
後期高齢者医療制度の保険料(年額)を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は2年ごとに見直し、令和3年度の保険料額は左図のとおりです。

**1 令和3年度の保険料額決定通知書を送付します(7月中旬)**

## 後期高齢者医療制度

▼問合せ

保険年金グループ ☎079(435)2581

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター) ☎078(326)2021

**保険料の口座振替ができます**  
年金天引き以外の人は口座振替へ変更できます。変更を希望する場合は、口座振替依頼書を提出してください。

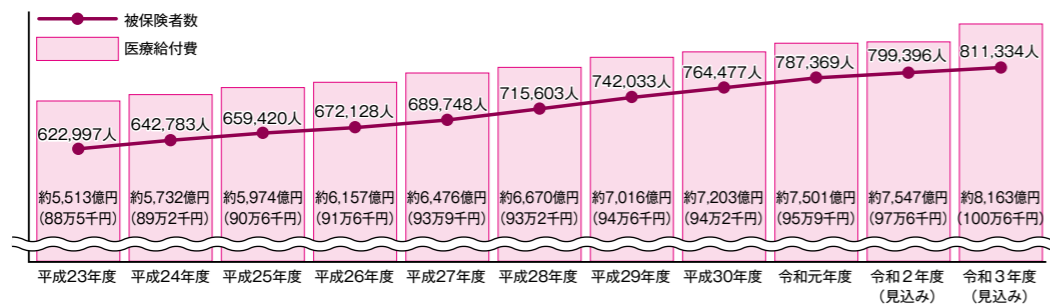
※年金天引き中の人は基本的には変更ができませんが、理由によっては変更ができません。変更希望の人は、保険年金グループまでお問い合わせください。  
※口座振替の開始は、申し込みから2カ月後の納期分からです。  
▼申請場所 納付通知書、通帳、通帳印を持参のうえ保険年金グループへ申請をお願いします  
**保険料の減免制度があります**  
災害などにより保険料を減免する必要があると認められる場合は、申請により保険料を減免します。  
**2 7月中旬頃に新しい被保険者証を送付します**  
被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月中旬頃に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関などの窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期間が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。また、有効期限の切れた被保険者証は細かく切るな

どして処分してください。  
**医療費の負担割合を見直します**  
令和2年中の所得などにより、医療費の負担割合を見直します。  
※被保険者と70歳以上の同一世帯により判定します。  
**負担額減額制度があります**  
①②いずれかの条件に当てはまる人は、医療費と入院時の食事代などが適用区分に応じた限度額までの支払いで済む制度があります。なお、この制度を受けるには、事前の申請が必要です。  
①限度額適用・標準負担額減額認定証 世帯全員が町県民税非課税である人。  
②限度額適用認定証 住民税課税所得145万円以上690万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の人。  
※①②は医療機関窓口で被保険者証とともに提示してください。  
※入院時の食事代などが減額になるのは①の交付を受けた人のみです。  
※現在、①②の認定証を持っていて、8月1日以降も引き続き該当する人は、申請の必要はありません。新しい認定証を被保険者証と併せて送付します。

## 3 兵庫県後期高齢者医療広域連合の被保険者数及び医療給付費の推移について

◎医療給付費は、年々上昇の一途をたどっています。

◎医療給付費の約1割を高齢者の保険料で賄う仕組みとなっています。



※被保険者数は年度の平均値  
※( )は一人当たりの医療給付費  
※令和2・令和3年度は令和3年度予算時の見込み